

### 後期高齢者医療保険料の納入通知書等について

6月に納入通知書等をお届けする方は、平成20年4月1日現在で、後期高齢者医療保険に加入されている方です。

- 普通徴収(納付書で納入)の方へは6月中旬に納入通知書を郵送します。金融機関で納期までに納入ください。
- 普通徴収(口座振替)の方へは6月中旬に決定通知書を郵送します。(毎月25日に口座振替します)
- 特別徴収(年金天引き)の方へは、6月中旬に決定通知書を郵送します。

※特別徴収の対象者は、①②の条件を両方みたます方です。

- ①介護保険料を引かれている年金の受給額が年18万円以上
- ②介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が上記年金額の2分の1以下

■現在、特別徴収で仮徴収(4月・6月・8月)されている方については、20年度の保険料の決定額から仮徴収額を差し引いた金額を10月・12月・2月の年金から天引きします。

### 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の納期

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
特別徴収	1期		2期		3期		4期		5期		6期	
普通徴収			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期

口座振替(通帳からの引き落とし)が便利です。市民生活課窓口か金融機関にお尋ねください。

■問い合わせ 市民生活課 保険年金係 ☎ 75-2159

### 4月2日以降に後期高齢者医療保険に加入された方の保険料の賦課月

加入月	保険料賦課月	加入月	保険料賦課月
4月	7月	10月	12月
5月	8月	11月	12月
6月	9月	12月	1月
7月	10月	1月	2月
8月	11月	2月	3月
9月	12月	3月	4月

■問い合わせ 佐賀社会保険事務所

☎ 31-4191



国民年金保険料は、金融機関・郵便局の窓口やコンビニエンスストアでの現金納付、または口座振替、クレジットカードでの納付もできますので、以上の方法をご利用いただけますよう、ご協力をお願いします。

年金記録問題につきまして、皆様には大変なご迷惑とご心配をおかけし、深くお詫び申し上げます。社会保険庁におきましては、これまでコンビニ納付やクレジットカード納付の導入など、納めやすい環境づくりに取り組み、現在では納付方法の多様化が進んでまいりました。今般、これらの納付方法による納付を促進するとともに、不適切な取扱いの再発防止策の一環として、平成20年4月までをもって、原則として社会保険事務所窓口での国民年金保険料の現金領収を廃止しました。

社会保険事務所の  
窓口での国民年金  
保険料の現金領収を  
廃止しました

■問い合わせ 都市計画係

☎ 75-4827

受益者の方に送付される納付書	
納付書の種類(計6枚)	前納報奨金額
各期分(1~4期)	なし
1年分 (毎年の納付書に同封)	1年分×2% (百円未満切捨て)
5年分 (今年度の納付書に同封)	5年分×10% (百円未満切捨て)

### 平成20年度の納付期限

第1期	第2期	第3期	第4期
6月30日	9月1日	12月1日	3月2日

一括払いの納付期限は6月30日です。

平成20年3月31日までに供用を開始した公共下水道区域を対象に、受益者負担金の賦課が平成20年度より開始されます。負担金の納入は、各期払い(年4期×5年計20期)と一括払いがあります。納期限(6月30日)までに一括払いをすると次の表のように前納報奨金として納付決定額より差し引かれることとなります。

公共下水道受益者  
負担金の  
納入について